

公示番号	内 共 第 1 2 号													
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="403 320 710 369">漁業の種類</th> <th data-bbox="710 320 970 369">漁業の名称</th> <th colspan="2" data-bbox="970 320 1505 369">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="403 369 710 418" rowspan="2">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="710 369 970 418">やまめ 漁業</td> <td data-bbox="970 369 1189 418">1月 1日から</td> <td data-bbox="1189 369 1505 418">12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="710 418 970 468">い わ な 漁業</td> <td data-bbox="970 418 1189 468">1月 1日から</td> <td data-bbox="1189 418 1505 468">12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで	い わ な 漁業	1月 1日から	12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期											
	第5種共同漁業	やまめ 漁業	1月 1日から	12月31日まで										
い わ な 漁業		1月 1日から	12月31日まで											
2 漁場の位置 白山市地先														
3 漁場の区域 次の基点第65号と基点第66号とを結んだ直線から上流の下田原川の本流及び支流の区域 基点第65号 白山市鴫ヶ谷ヨ部8番2（下田原川左岸）に設置した標柱 基点第66号 白山市鴫ヶ谷カ部13番1（下田原川右岸）に設置した標柱														
条 件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。													
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで													
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村及び尾口村に限る。）													